

# 平成30年11月定例総会議事録

- 日 時 平成30年11月16日(金) 午前9時31分～午前10時37分
- 場 所 佐賀市役所本庁 4階大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
  2. 報 告
    - 第1号 農地法第3条の3届出
    - 第2号 農地法第18条合意解約通知
    - 第3号 使用貸借解約通知
  3. 局長専決処分報告
    - 第1号 農地法第4条による届出
    - 第2号 農地法第5条による届出
  4. 議 案
    - 第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）
    - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
    - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
    - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
    - 第5号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転
    - 第6号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定
    - 第7号議案 農用地利用配分計画(案)利用権移転
    - 第8号議案 買入協議の適否の判断について
  5. 閉 会

## 午前 9 時 31 分 開会

### ○副会長(秋吉良太君)

皆さんおはようございます。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は21名で定足数に達しております。ただいまより佐賀市農業委員会、平成30年11月定例総会を開会いたします。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出9件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知15件、報告第3号 使用貸借解約通知6件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出3件、議案としては、第1号議案 取消願(農地法第5条の規定による許可)1件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請7件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請1件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請23件、第5号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転6件、第6号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定90件、第7号議案 農用地利用配分計画(案)利用権移転9件、第8号議案 買入協議の適否の判断について1件。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は11月9日、北部は11月12日に行っております。

また、調査会については、南部が11月13日、北部が11月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りいたします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、18番委員の古賀委員、19番委員の北村タツ子委員の両名を指名します。

なお、本日、傍聴人ということで1名申請されておりますので、傍聴人を入室させることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○副会長(秋吉良太君)

異議なしと認め、傍聴人の入室を許可いたします。

〔傍聴人 入室〕

### ○副会長(秋吉良太君)

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書21ページから25ページの農地法第5条の規定による許可申請、審議番号11番から16番まで、及び19番から21番までの審議結果について報告します。

第32回常設審議委員会議の報告。

佐賀市、農地法第4条の規定による意見聴取について0件、農地法第5条の規定による意見聴取について2件。

農地法第5条関係2件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから5ページまでをお開きください。

#### 報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8・9

##### ○副会長(秋吉良太君)

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から9番までの9件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○副会長(秋吉良太君)

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページから9ページまでをお開きください。

#### 報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～15

##### ○副会長(秋吉良太君)

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から15番までの15件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○副会長(秋吉良太君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書10ページ及び11ページをお開きください。

**報告第3号 使用貸借解約通知**

1・2・3・4・5・6

**○副会長(秋吉良太君)**

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から6番までの6件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

意見なしということで次に進みます。

議案書12ページをお開きください。

**局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出**

1・2

**○副会長(秋吉良太君)**

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

意見なしということで、次に進みます。

議案書13ページをお開きください。

**局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出**

1・2・3

**○副会長(秋吉良太君)**

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

#### 第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

1

##### ○副会長(秋吉良太君)

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号1番は、平成8年1月に「分家住宅」を目的として、農地法第5条の規定による転用許可を受けていましたが、家庭内の事情により、住宅の建築が出来なくなったため、取り消しを願出されたものです。

以上のことから、この案件については、願出どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

##### ○副会長(秋吉良太君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○副会長(秋吉良太君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○副会長(秋吉良太君)

異議なしと認めます。よって、第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番は願出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書15ページをお開きください。

## 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1

### ○副会長(秋吉良太君)

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

### ○副会長(秋吉良太君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○副会長(秋吉良太君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○副会長(秋吉良太君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページ及び16ページをお開きください。

## 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2・3・4・5・6・7

**○副会長(秋吉良太君)**

審議番号2番から7番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長(井上文昭君)**

報告します。

審議番号3番を除く、審議番号2番から6番までの4件は、普通売買の案件、審議番号3番及び7番の2件は、親族間の贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○副会長(秋吉良太君)**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、この6件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から7番までの6件については、申請どおり

許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ及び18ページをお開きください。

**第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請**

1

**第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

2

**○副会長(秋吉良太君)**

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一体的に造成する計画となっています。そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長(大園敏明君)**

報告します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請 審議番号1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請 審議番号2番は、転用目的が「貸店舗の敷地拡張」及び「建売分譲住宅」の案件で、この2件は一体的に造成されるものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

4条の審議番号1番について、申請人は、不動産貸付業を営んでいますが、申請地東側の貸店舗の事業拡大に伴い、申請地を駐車場として利用したく申請されたものです。

また、5条の審議番号2番について、申請地は国道に面しており、交通の便も良く、小学校にも近いため、適地と判断し、申請されたものです。

5条の申請人に、分譲住宅の1号地及び2号地の雨水排水について問題がないか確認した



ところ、勾配をとって新設開発道路側溝へ放流される計画となっているため問題はない旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、4条の審議番号1番については、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）。

5条の審議番号2番については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○副会長(秋吉良太君)**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び第4号議案 農地法第5条の許可による許可申請、審議番号2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び19ページをお開きください。

#### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・3

##### ○副会長(秋吉良太君)

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び3番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「建売分譲住宅及び宅地分譲」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道に隣接し交通の便も良いことから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地北側の市道幅員が狭いことについて確認したところ、建築基準法に基づき、道路の中心線から2mまでセットバックを行うとの回答がありました。

また、北側市道から県道に出る際の見通しが悪いため、道路標識の移設や道路のすみ切りなどの対策を行ってほしい旨の要望が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「漁家住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、親子3世代で海苔養殖業を営んでいますが、自宅が手狭で、作業場も分散しているため、新たに3世代住宅の建築及び、作業場の集約を計画し、申請されたものです。

申請人に、申請地内に埋設されている既設パイプラインについて確認したところ、パイプライン上には建築物を建てないということで地元とも協議済みであるとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等につい

て問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、審議番号1番及び3番の2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○副会長(秋吉良太君)**

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページから26ページまでをお開きください。

#### 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4～23

##### ○副会長(秋吉良太君)

審議番号4番から23番までの20件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、申請地の近隣でアパートを経営していますが、7年前に市道の拡幅工事によって駐車台数が減少し、入居者や近隣に迷惑をかけているため、新たに駐車場の整備を計画し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、夫婦で借家に居住していますが、今般、住宅を建築することを計画したところ、申請地は駅に近く、住環境も良いため申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場から概ね300m以内の農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(b)のi。

許可基準については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号6番から8番までの3件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のもの

として申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内に隣接し、商業施設にも近いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、隣接する農家住宅敷地内で今後も行われる籾摺り等の農作業の影響について確認したところ、今後もトラブル無く農作業を続けられるようにするため、販売される区画は、農作業場と隣接しないように計画しており、さらに、販売する際には、住宅購入者への説明を十分に行うとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号9番、10番の2件は、転用目的が「店舗兼用住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、施術院を営んでいますが、現在の店舗が手狭となったため、店舗兼用住宅の建築を計画したところ、申請地は交通の便や住環境も良いことから申請されたものです。

申請人に、申請地は東側水路敷と高低差が3mほどあり、下には水路の管理用道路も通っていることから、転落防止対策について確認したところ、法面ブロックの天端から申請地内に70cm引いて新設コンクリートブロックの設置を計画しているが、フェンス等の設置についても検討したいとの回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「県庁、市役所又は役場から概ね300m以内の農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（b）のiii。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号11番から16番までの6件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のもの

として申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に大型商業施設があり、国道263号線にも近いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、開発道路のうち、市に帰属しない部分の管理について確認したところ、当面は申請人が管理することになるが、将来的に申請地北東の私道と一緒に市へ寄付する予定との回答を得ました。

また、排水先の水路について、下流域に影響が出ないか確認したところ、南西の底浅の水路には合流しておらず、水量についても現行の三面水路で十分対応できるため、問題ないとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号17番、18番の2件は、転用目的が「一般住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決を行いました。

申請人は、夫婦で借家に居住していますが、市内で勤務しているため、新たに住宅の建築を計画したところ、申請地は、近隣に大型商業施設があり、交通の便も良いなど生活環境が良いため申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号19番から21番までの3件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のもの

として申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に大型商業施設があり、住環境も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地が耕作中であるため、転用することについて耕作者の同意を得ているか確認したところ、了承されているとの回答を得ました。

また、申請地南側の開発道路の利用ができないか確認したところ、当該地は私道であり、地権者の同意が得られず利用できない旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号22番、23番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、自然環境に恵まれ、近隣に教育施設があり、子育て世代の住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、排水のために新設される側溝の管理について確認したところ、購入者が管理する事になるため、契約時に説明を行う旨の説明がありました。このことに対し、管理を徹底する様にとの意見が出されました。

また、申請人に対して、候補地の選定を慎重に行い、第1種農地の転用はなるべく避けて欲しいという意見も出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、審議番号4番から23番までの20件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○副会長(秋吉良太君)**

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号6番から8番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そ



こで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番から8番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号9番及び10番の2件については、転用目的が「店舗兼用住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号9番及び10番の2件については、申請どおり許可

することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号11番から16番までの6件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号11番から16番までの6件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号17番及び18番の2件については、転用目的が「一般住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号17番及び18番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号19番から21番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号19番から21番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号22番及び23番の2件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長(秋吉良太君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長(秋吉良太君)

異議なしと認めます。よって、審議番号22番及び23番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

○副会長(秋吉良太君)

次に、議案書27ページをお開きください。

#### 第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3

○副会長(秋吉良太君)

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番から3番までの3件：15,905㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長(秋吉良太君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長(秋吉良太君)

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長(秋吉良太君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長(秋吉良太君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書27ページ及び28ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転

4・5・6

○副会長(秋吉良太君)

審議番号4番から6番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号4番から6番までの3件：14,943㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長(秋吉良太君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長(秋吉良太君)

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長(秋吉良太君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長(秋吉良太君)

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から6番までの3件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書29ページから44ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～65

○副会長(秋吉良太君)

第6議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号1番から65番までの65件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番から65番までの65件

新規 14件： 106,738㎡

更新 51件： 341,231㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長(秋吉良太君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この65件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、この65件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この65件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から65番までの65件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書44ページから50ページまでをお開きください。

**第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定**

66～90

**○副会長(秋吉良太君)**

審議番号66番から90番までの25件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長(井上文昭君)**

報告します。

審議番号66番から90番までの25件

新規 10件： 54,957㎡

更新 15件： 73,126㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○副会長(秋吉良太君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この25件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長(秋吉良太君)

異議なしと認めます。よって、この25件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長(秋吉良太君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この25件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副会長(秋吉良太君)

異議なしと認めます。よって、審議番号66番から90番までの25件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書51ページから53ページまでをお開きください。

第7号議案 農用地利用集積計画（案）利用権移転

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○副会長(秋吉良太君)

第7号議案 農用地利用集積計画（案）利用権移転、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から9番までの9件：63,834㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。



以上で報告を終わります。

**○副会長(秋吉良太君)**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、この9件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から9番までの9件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書54ページをお開きください。

**第8号議案 買入協議の適否の判断について**

1

**○副会長(秋吉良太君)**

第8号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長(大園敏明君)**

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請を行うこととし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○副会長(秋吉良太君)**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、第8号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会平成30年11月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副会長(秋吉良太君)**

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会平成30年11月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会平成30年11月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時37分 閉会